

経営革新承認支援

福井県の経営革新計画の承認のために、計画書の作成支援を行っています。
経営革新計画の承認を受けると、さまざまな支援措置を受けることができます。

経営革新とは？ ※「中小企業新事業活動促進法」より

経営環境の変化に対応し将来にわたって企業を発展・成長させていくため、
「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」です。

新事業活動とは？

4つの新たな取り組みのことをいいます。

- ①新商品の開発または生産
- ②新役務の開発または提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

対象

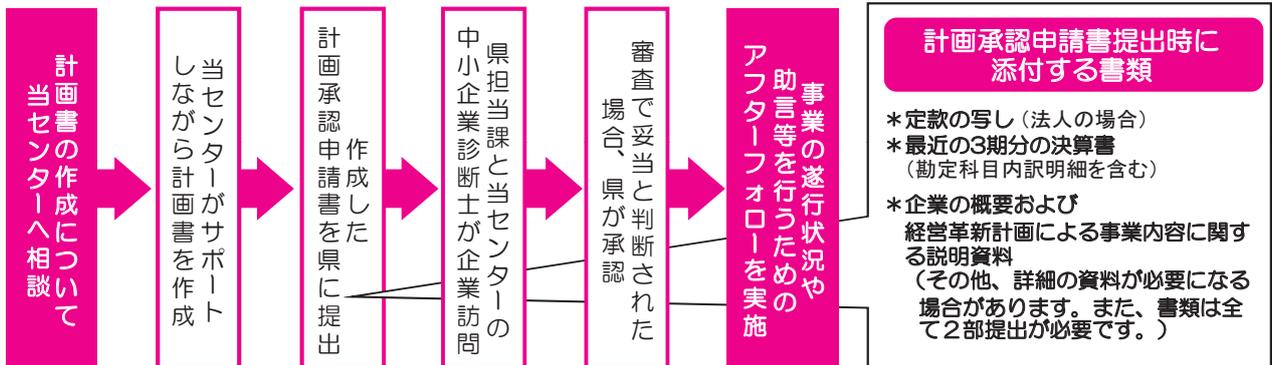
中小企業なら業種を問わず申請できます。

経営の相当程度の向上とは？

次の2つの指標が計画期間である3～5年で
一定以上向上することをいいます。

計画終了時	「付加価値額」または「1人あたりの付加価値額の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

申請から承認アフターフォローまでの流れ



経営革新に取り組んだ企業の業績は伸びています

経営革新計画承認企業と一般の中小企業者の付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）および経常利益の伸び率を比較すると、承認企業は一般の中小企業に比べて明らかに成長性が高くみられます。

	付加価値額 年当り伸び率	1人あたりの付加価値額 年当り伸び率	経常利益 年当り伸び率
経営革新新計画終了事業	4.6%	9.8%	5.0%
一般の中小企業	-0.2%	-1.0%	3.8%

（出典）平成20年度中小企業庁委託調査「経営革新の評価・実態調査」

経営革新の本当の目的とは？

経営革新計画が承認され、各種支援策を受けられることは経営革新の大きなメリットですが、これと同時に次のような、会社の基盤強化に繋がる効果を生むことができます。

- 経営革新計画を作成する過程で、自社の現状や課題を整理することができる
- 計画を作成することで、会社の目標と目標達成までのプロセスが明確化される
- 作成した計画を振り返りながら経営することで、いわゆるPDCAサイクルを導入することができる

経営革新に係る支援策

経営革新の承認を受けると、計画期間中、次のような支援策を受けることができます。
(ただし、利用を希望する支援策ごとに、実施機関の審査が別途必要となります)

信用保証の特例

「信用保証の特例」とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等について、

- ①普通保証等の別枠設定
- ②新事業開拓保証の限度額引き上げ
があります。

※詳しくは、福井県信用保証協会にご相談ください。

特許関係料金減免制度

経営革新計画における技術に関する研究開発について、特許関係料金が半額に軽減される制度です。

対象料金

- ①審査請求料
- ②特許料(第1年～第10年分)

県の制度融資や 政府系金融機関による低利融資制度

産業活性化支援資金(福井県)や、新事業活動促進資金(日本政策金融公庫)など、低利の融資を受けることができます。

※限度額等は、「融資制度一覧」をご覧ください。

その他

- ・投資育成制度の特例
- ・高度化融資制度
- ・海外展開に伴う資金調達支援
- ・中小企業総合展の出展支援 などが受けられます。

- ⑩ 経営革新計画の承認は、あくまでも「計画の承認」であって、「支援を保証する」ものではありません。
経営革新承認後に別途審査が必要になります。各支援の詳細は、関係機関にお問合せください。

計画作成の支援については、各商工会議所・商工会でも支援を行っています。

問い合わせ先

ふるさと産業支援部 総合相談・コンサルグループ
TEL 0776-67-7425 FAX 0776-67-7429

新連携認定支援

経済産業省が実施している新連携認定への申請を支援します。新連携の認定を受けると、補助金（補助率2/3）など様々な支援策を受けることができるほか、事業化に至るまで中小企業基盤整備機構のバックアップを受けることができます。

新連携とは？

事業の分野が異なる事業者が連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることで。

新連携の要件

① 異分野中小企業者が2社以上集まっていること

◆異分野とは

日本標準産業分類における細分類(4桁)が異なるものをいいます。ただし、同分類でも持ち寄る経営資源が異なれば異分野となります。

② 新事業活動を行っていること

◆新事業活動とは

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

※ここでの「新たな」とは、地域や業種を勘案して新しい事業活動を指しています。ただし、当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入等および研究開発段階にとどまる事業については支援対象外です。

連携体の条件

- 中核となる中小企業が存在すること
- 2社以上の中小企業が参加すること
他に、大企業や大学、研究機関、NPO、組合等をメンバーに加えることも可能。(ただし、中小企業の貢献度合いが半数以下の場合は、支援対象外となります)
- 参加事業者間での規約等により役割分担、責任体制等が明確化していること

③ 新事業分野開拓していること

◆新事業分野開拓とは

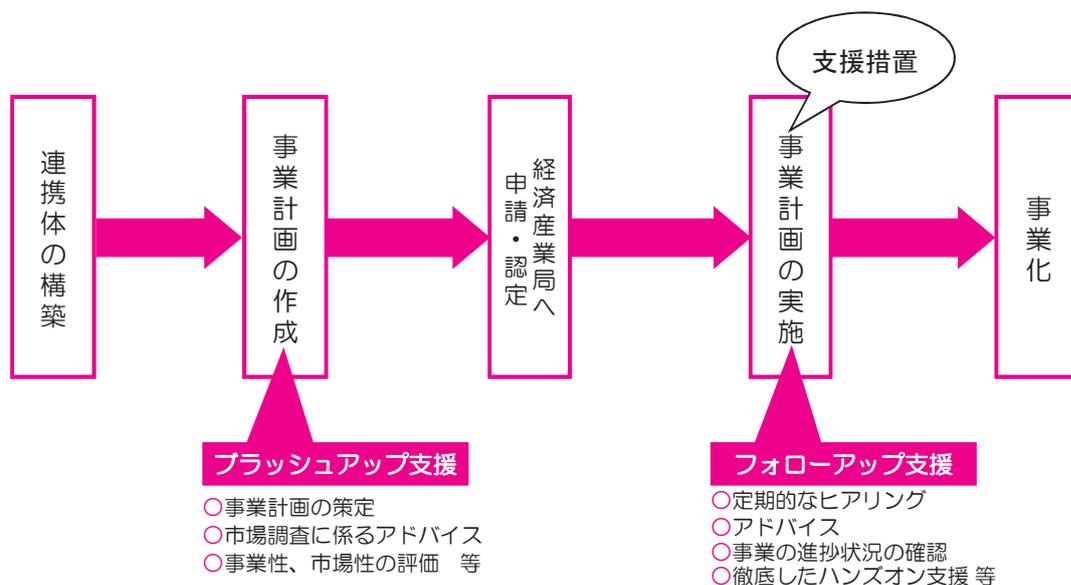
市場において事業を成立させることです。「需要が相当程度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど事業として成り立つ可能性が高く、継続的に事業として成立することが求められます。

④ 新連携事業の計画期間が3～5年であること

⑤ 当概事業において一定の利益をあげることに

「新事業活動」により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストも含め一定の利益をあげることが必要です。

新連携事業の計画・構築から事業化までの流れ



計画の認定を受けた企業等への支援

新連携事業計画の認定を受けると、次のような支援策を受けることができます。

政府系金融機関による低利融資制度

「新連携計画」に基づく設備資金および運転資金について、政府系金融機関（日本政策金融公庫等）にて最優遇金利などで融資を受けることができます。

信用保証の特例

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、普通保証・無担保保証・特別小口保証・売掛金債権担保保証が別枠で設けられており、保証を受けることができます。新事業開拓保障の限度額も2億円から4億円に拡大されます。

補助金

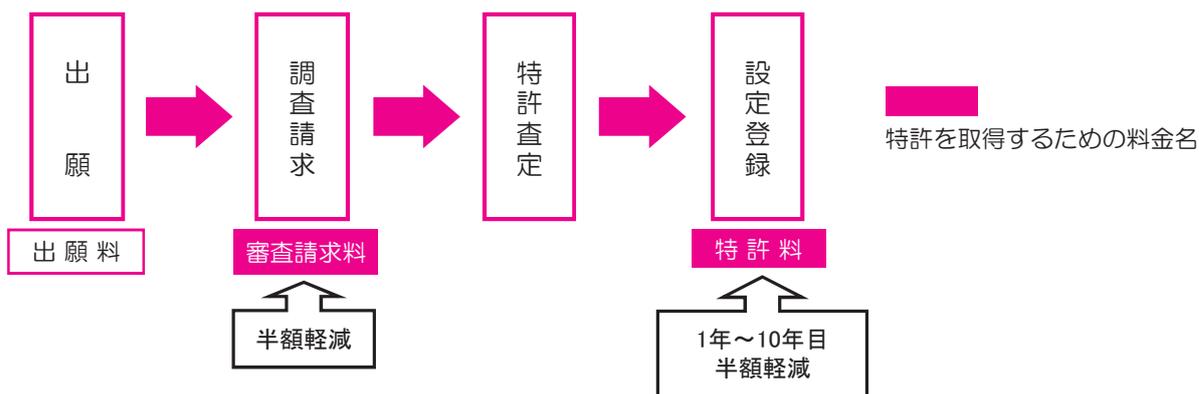
◆商業・サービス競争力強化連携支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた連携体が、連携体の事業を行う際に補助金を受けることができます。

対象者	「新連携計画」の認定を受けた連携体のメンバー（中小企業、大学等）
対象経費	認定を受けた新連携計画に基づくサービス開発に係る経費（機械装置費、人件費、マーケティング調査費等）について補助が受けられます。
補助金額・率	初年度3,000万円（2年目は初年度と同額）を上限とし、補助対象経費の3分の2以内とします。

関係料金減免制度

「新連携計画」の認定を受けた技術に関する研究開発事業による成果について、当該認定を受けた中小企業が特許出願（計画開始から計画終了後2年以内に出願されたものに限る）を行った場合、当該特許出願に係る審査請求料・特許料（第1年～第10年）を半額に軽減できます。



その他、中小企業投資育成株式会社法の特例や高度化融資制度を受けることができます。
※詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

ふるさと産業支援部 総合相談・コンサルグループ
TEL 0776-67-7424 FAX 0776-67-7429